

○恵庭市公募型指名競争入札実施要綱

平成13年7月1日

実施

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除き、恵庭市が発注する工事及び業務(工事に係る設計、監理及び地質調査の委託業務並びに測量業務等をいう。以下同じ。)について契約の相手方を決定するに当たり、あらかじめ入札に参加することを希望する者を募集し、それらの者の中から入札参加者を指名する入札方式(以下「公募型指名競争入札」という。)による場合の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 公募型指名競争入札の対象となる工事及び業務(以下「対象工事等」という。)は、恵庭市競争入札参加資格者指名選考委員会規程(平成7年訓令第4号)第3条に規定する工事入札指名選考委員会(以下「選考委員会」という。)が次に掲げるもののうち適当と認めたものとする。ただし、緊急を要する場合その他公募型指名競争入札に係る手続により難しい場合は、この限りでない。

- (1) 設計金額が1,300千円を超える工事
- (2) 設計金額が500千円を超える業務

(公表する事項)

第3条 公募型指名競争入札を行うときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 公募型指名競争入札による工事及び業務(以下「工事等」という。)である旨並びに当該工事等名
- (2) 工事又は施工場所(設計業務の場合にあつては、対象物件の所在地)
- (3) 工事等の概要
- (4) 工期又は履行期間
- (5) 入札参加条件
- (6) 入札参加申請書の受付期間及び受付場所
- (7) 指名されなかった場合は、その理由の説明を求めることができる旨
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、公募型指名競争入札の発注予定工事(様式1)により総務部財務室契約課閲覧コーナーへの掲示及び市のホームページに登載するとともに、日刊紙に登載

を依頼するものとする。

(入札参加資格)

第4条 公募型指名競争入札に参加する者(共同企業体の構成員を含む。)は、次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

- (1) 恵庭市建設工事の競争入札参加資格者として前条に規定する対象工事等と同種の業種について、建設業法に基づく経営事項審査の認定又は測量・建設コンサルタント業務等の入札参加資格審査申請書を提出し、入札参加資格者名簿に登録を受けていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項及び第2項各号のいずれの規定にも該当しないこと。
- (3) 入札執行の日までに、恵庭市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成21年1月15日実施)の規定による指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 経営状態が不健全でないこと。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により再生手続開始の申立てをした者及び更生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の更生計画の認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により再生手続開始の申立てをした者及び再生手続開始の申立てをなされた者にあつては裁判所の再生計画認可の決定を受けた後「競争入札参加資格再審査申請」を提出し受理された者を除く。
- (5) 対象工事の施工現場に配置する現場代理人、主任技術者及び監理技術者を確保できること。
- (6) 過去に対象工事等とおおむね同規模と認められる工事等を元請等として施工した実績を有するものであること。ただし、共同企業体の場合にあつて、市長が特に認めるときは、代表者のみが実績を有していれば足りるものとする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が対象工事等ごとに必要と定める要件

第5条 削除

(入札参加申請)

第6条 公募型指名競争入札に参加しようとする者(以下「申請者等」という。)は、市長が指定した日までに、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。ただし、第2号の同種工事施工実績書について、技術的難度が比較的容易で数量などを示すことにより工事の全体像を示すことができる場合は、省略することができる。

- (1) 公募型指名競争入札参加申請書(様式2の1又は様式2の2)
- (2) 同種工事施工実績書(様式3の1又は様式3の2)

- (3) 配置予定技術者経歴書(様式4の1又は様式4の2)
- (4) 協定書(特定共同企業体のみ提出する。)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 次に掲げる関係にある者は、同一の入札(共同企業体により施工する工事に係るものを除く。)に参加申請をすることができない。

- (1) 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び第4号に規定する子会社と親会社の関係にある場合又は親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合のいずれかに該当する者
- (2) 一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合若しくは一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合のいずれかに該当する者
- (3) 事業協同組合等の組合と当該組合の構成員

3 特定共同企業体の各構成員は、同一の工事に係る2以上の特定共同企業体の構成員となることができない。

(指名業者の選定)

第7条 指名業者の選定は、選考委員会が恵庭市指名競争入札参加者指名基準(平成7年訓令第3号)等に基づいて行うものとする。

- 2 特定共同企業体については、前条第1項の規定により提出された申請書等によって総務部長が資格審査を行い、適格と認める者の中から選考委員会が指名業者を選定する。
- 3 同種工事施工実績書及び配置予定技術者経歴書の審査については、指名登録時の申請書類等をもって行うものとする。
- 4 技術資料の審査等の結果、適格と認めた者が1社(1共同企業体)の場合又はない場合においては、改めて、入札参加資格登録者名簿から単体企業又は経常共同企業体を指名して入札を行うものとする。
- 5 指名する者を決定した場合は、速やかに対象工事等の入札参加者として指名し、当該申請者に通知するものとする。
- 6 指名することと決定した場合は、予定価格及び業者名を公表するものとする。ただし、業者名については、入札執行後に公表するものとする。

(理由の説明)

第8条 入札参加の申請を行ったにもかかわらず指名を受けなかった者は、市長が指定する日までは、その理由について書面により説明を求められることができる。

2 前項の規定による説明を求められた場合は、あらかじめ選考委員会の議を経てから非指名理由説明書(様式5)により回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成14年4月23日から実施し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から実施する。